

扶桑町公共用地境界確定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、扶桑町所管の公共用地に係る境界確定事務を適正かつ円滑に運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確認財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う公共用地とは、扶桑町又は扶桑町長（以下「管理者」という。）が管理する次の各号に該当する町有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受ける公園
- (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）の適用を受ける下水道
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の適用を受ける防止施設
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の適用を受ける急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路法の適用を受けない道路
- (8) 河川法の適用又は準用を受けない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池
- (9) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確定の申請)

第3条 公共用地に係る境界確定を求めようとする者（以下「申請者」という。）は、境界確定の申請をしようとするときは、公共用地境界確定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(申請者)

第4条 申請者は、土地所有者とし土地所有者ごとに申請を行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、解散又は倒産した法人の場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受け1名で申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、相続人の委任を受け1名で申請することができる。

(4) 未成年者の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）とし、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者及び法定代理人を記名のうえ申請するものとする。

(5) 開発行為、工事施行又は公用廃止の申請で土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受け申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2）を添付のうえ事務を行うことができる。

（添付書類）

第5条 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 位置図（申請箇所を赤書きしたもの）

(2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し（法務局備付けの公図を複写（申請地の隣接地全て及び申請地に対して道水路を挟んだ反対側の土地（以下「対側地」という。）に係る全ての公図も含む。）したものに確定しようとする境界線を赤書きしたもの。ただし、これらを複写した場合は、複写した者が原本証明を行うこと。）

(3) 登記簿謄本又は登記事項証明書（申請地の全部事項証明書。ただし、現住所と登記の住所が異なる場合は、住所の繋がりを示す公的書類を添付すること。また、これらを複写した場合は、複写した者が原本証明を行うこと。）

(4) 関係土地所有者一覧表（様式第3。（申請地の隣接地及び対側地の土地所有者全員を記載したもの。ただし、対側地については、立会いが不要な場合は記載を省略することができる。））

(5) 現況実測平面図（次の事項を記載したものとし、必要と認める場合に添付すること。）

ア 申請者が確定しようとする境界線を赤書きしたもの

イ 申請地の求積表

ウ 道路及び水路等の幅員

エ 使用した扶桑町公共基準点座標等の一覧及び基準点網図

(6) 現況断面図（次の事項を記載したものとし、必要と認める場合に添付すること。）

ア 申請者が確定しようとする境界線を赤書きしたもの

- イ 横断距離の根拠となる杭番号及び地上物件を記載したもの
 - (7) 委任状（代行者が事務を代行する場合に添付すること。）
 - (8) 境界確定に参考となる測量図等
 - (9) その他管理者が必要と認める図書
- （書類審査・受理）

第6条 管理者は、申請者から申請書の提出があった場合は、次の事項を審査し、内容が適当であると認められたときには受理し、公共用地境界確定申請受付簿（様式第4）に登録するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確定しようとする土地は第2条に列記した公共用地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ必要図書が添付されていること。
- (4) 申請地及び付近地についての確定の有無。

（事前調査）

第7条 管理者は、申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等の記録及び周辺土地の沿革
- (2) 公図の分筆及び合筆等の経過
- (3) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図及び換地図等
- (4) 過去の立会記録及び資料等

（立会い等の通知）

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、申請者に対し立会場所、立会日時及びその他必要な事項を定め、申請者に対し連絡をするものとする。

- 2 管理者は、同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対して、申請者から立会いを依頼させることができる。ただし、申請者からの依頼では立会いに応じない者がいる場合には、申請者と協議するものとする。

（現地における立会い）

第9条 管理者は、立会いを行うにあたり、申請書に添付されている資料に基づき境界確定を行うものとする。

- 2 管理者は、立会者が立会いを委任し、立会委任状（様式第5）を提出した場合は、その受任者を確認し、原則として立会者全員をもって境界確定を行うものとする。

- 3 管理者は、境界確定作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報提供を求めるものとする。
- 4 管理者は、現況実測平面図、公図の写し、登記簿謄本又は登記事項証明書及びその他参考とすべき資料に基づき立会いを行うものとする。
- 5 管理者は、土地改良区による換地処分や地籍調査等による測量成果と現況測量の成果において整合性が整っていると判断できる場合は立会いを省略することができる。

(対側地立会い基準)

第10条 管理者は、対側地の立会いに当たっては、道路及び水路等の公図幅員又は幅員を確認できる書類に記載されている幅員を確保し、対側地の土地所有者の承諾を得て境界確定を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対側地の土地所有者の承諾を不要とする。

- (1) 道路の現況幅員が4.0m以上のとき。
- (2) 対側地が水路の場合
- (3) 申請地が水路と隣接している場合の水路対側地
- (4) 過去に対側地で境界確定がされており、現地において境界標、数値資料等を基に境界の復元が可能なとき。
- (5) 地籍調査等による測量成果（一筆図形）によって対側地の境界が復元可能な区域のとき。
- (6) その他管理者が認めたとき。

(境界確定の委託)

第11条 管理者は、必要に応じて第7条の調査及び第9条の立会いを委託することができる。

(境界立会報告書の作成)

第12条 管理者は、境界立会を行った場合は、境界確定に立ち会った職員に境界立会報告書（様式第6）及び必要な成果資料を作成させるものとする。

(境界立会報告書の審査及び確定)

第13条 管理者は、前条の境界立会報告書の内容を審査し、境界確定協議の決裁を経て境界を確定させるものとする。

(境界確定書の交付申請)

第14条 立会いにより境界が確定し境界確定通知書（様式第7）の交付を受けようとする者は、次の書類（各2通）を管理者へ提出するものとする。

- (1) 境界確定図（次の事項を記載したものとし、必要と認める場合に添付す

ること。)

ア 確定した境界線を赤書きしたもの

イ 申請地の求積表

ウ 道路及び水路等の幅員

エ 使用した扶桑町公共基準点座標等の一覧及び基準点網図

オ 公共用地と隣接地との境界に設置した境界標を明示し、かつ、隣接地及び対側地の地番を明示したもの

(2) 道水路断面図(次の事項を記載したものとし、必要と認める場合に添付すること。)

ア 確定した境界線を赤書きしたもの

イ 横断距離の根拠となる杭番号及び地上物件を記載したもの

(3) 利害関係人の境界立会承諾書(様式第8。関係土地所有者の境界を承諾した署名のあるもの。ただし、必要事項をすべて記載した任意の様式をもって代えることができる。また、これらを複写した場合は、複写した者が原本証明を行うこと。)

(4) 公図の写し(確定した境界線を赤書きしたもの。ただし、これらを複写した場合は、複写した者が原本証明を行うこと。)

(5) 境界確定に必要な範囲にある境界標等の写真

(6) その他管理者が必要と認める図書

(境界確定通知の交付)

第15条 管理者は、前条の規定により書類の提出があった場合は、内容を審査し申請者に境界確定通知書を交付するものとする。

(境界標の設置)

第16条 管理者は、境界確定の協議が整ったときは、原則として申請者に境界標を設置させるものとする。

(申請書の取下げ)

第17条 申請者は、第3条の規定による申請を取り下げる場合には、公共用地境界確定申請書取下願(様式第9)に理由を記載して管理者に提出するものとする。

(申請書の却下)

第18条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定により受け付けた申請を却下することができる。

(1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以

内に提出されない場合

- (2) 申請者に第8条に基づく措置に応じず、催告するも、さらに60日以内に立会いに応じない場合

- 2 管理者は、前項の催告は催告通知書（様式第10）により申請者に通知するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定による却下をしたときは、公共用地境界確定申請却下通知書（様式第11）により申請者に通知するものとする。
- 4 管理者は、前2項に規定する通知が申請者に到達しない場合は、告示をもって通知に代えるものとする。

（境界確定の不調通知）

第19条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、境界確定を不調として取り扱い、公共用地境界確定不調通知書（様式第12）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確定線について確定協議が整わない場合
- (2) 境界確定書類が第13条の境界確定の協議が整った日から90日以内に提出されない場合
- (3) 申請地が訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行っても支障のない場合は、この限りでない。
- (4) その他境界を確定することができない場合

- 2 管理者は、前項に規定する通知が申請者に到達しない場合は、告示をもって通知に代えるものとする。

（委任）

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 公共用地境界確定事務取扱要領は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領施行の際、現に廃止前の公共用地境界確定事務取扱要領の規定に基づいて作成されている公共用地境界確定申請書その他の用紙は、この要領の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。